

### 1 計画の対象職員

- ◇新潟県教育委員会事務局及び教育機関、県立学校の職員  
（臨時・会計年度任用職員を含む）

### 2 計画策定の背景及び趣旨

- ◇国、地方公共団体、企業等が一体となって、総合的な少子化対策を推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が施行
- ◇同法が法改正により令和17年3月31日まで10年間延長となったことから、従前計画の取組状況を踏まえ第5期計画を策定
- ◇仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資する施策を一層推進し、夫婦が共に働き、家事・子育ても分担できる職場環境を整備

### 3 計画期間

- ◇令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

### 4 達成目標

目 標 項 目		R12 目標
(1)「出産・育児に関する諸制度の周知・啓発」		—
(2)「休暇・休業が取得しやすい環境整備、気運醸成」		
①年次有給休暇（平均使用日数）		15日以上
②家族看護・子育て休暇（希望する者）の取得率		100%
③育児休業の取得率	女性	95～100%
	男性	<b>85%以上</b> <b>（2週間以上の取得率）</b> <b>《目標引き上げ》</b>
男性職員の育児参加 （出産予定日前6週～出産後8週までの間に育児休業、妻の出産休暇、男性職員の育児参加休暇を取得した割合）		<b>100%</b> <b>（合計5日以上）の取得率）</b> <b>《目標引き上げ》</b>
(3)「時間外勤務の縮減」 本庁職員の年360時間を超える割合		20%以下

### 5 具体的な取組内容

- ◇制度の周知・啓発
- ◇休暇等の取得の促進
- ◇職場環境の整備
- ◇悩み相談の場の提供
- ◇時間外勤務縮減対策
- ◇管理者に対する研修
- ◇休暇・休業中の職員に対する情報提供
- ◇男女が共に仕事と子育てを両立できる環境整備の取組
- ◇人事面での配慮
- ◇人事評価への反映